

地域材利用木造住宅利子補給制度 平成28年度 制度拡充について

三世代が同居する住宅を建設する場合、基本融資分において、利子補給の適用利率を0.2%上乘せします。

少子高齢化により人口が減少する中、三世代が同居することで、子育て支援の促進、高齢者の孤立防止、高齢者介護による家族の絆や地域力を強めるため、この要件を満たす住宅建設を支援し、安全・安心な生活環境づくりに寄与するため、本制度を拡充します。

本制度では、年間350戸を対象として、基本融資分において地域材利用率に応じ、3段階の利子補給の適用利率を設定していますが、三世代同居であれば、それぞれでの適用利率を0.2%上乘せし（1.0%⇒1.2%、1.2%⇒1.4%、1.4%⇒1.6%）、三世代同居の戸建木造住宅の建設を支援します。

＜対象住宅＞

- 基本融資の対象となる住宅
- 親、子、孫の三世代が同居
- 指定金融機関での申込みの際、三世代同居である旨を申告し、建設後の承認申請時に住民票、戸籍抄本等の提出により三世代同居を確認する。

＜利子補給の内容＞

年間募集戸数	利子補給額			
	基本融資分 上限額：800万円			えひめ優良木造住宅加算分 上限額：500万円
	地域材利用率による 適用利率		三世代同居による 適用利率（+0.2%）	
350戸	50%以上 70%未満	年1.0%以内	年1.2%以内	年1.5%以内
	70%以上 90%未満	年1.2%以内	年1.4%以内	
	90%以上	年1.4%以内	年1.6%以内	

※ 国土交通省が実施する「地域型住宅グリーン化事業」における三世代同居加算と、本制度の拡充部分との併用はできません。